

公益社団法人日本口腔外科学会支部選出理事候補者選挙規則

2011年10月 3日理事会承認

2017年10月 2日理事会承認

2025年10月14日理事会承認

(趣 旨)

第1条 公益社団法人日本口腔外科学会（以下「本学会」という。）定款及び定款施行細則（以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、本学会支部選出理事候補者の選出については、この規則による。

(選挙人及び被選挙人)

第2条 支部選出理事候補者選挙（以下「理事候補者選挙」という。）の選挙人は、施行細則第18条を満たす代議員とする。

2 理事候補者選挙の被選挙人は、施行細則第24条第2項及び第3項の定めにより立候補届を提出した代議員とする。

(選挙管理委員会)

第3条 施行細則第31条に定める支部選出理事候補者選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）は、理事長が本学会正会員及び名誉会員の中から、支部ごとに1ないし2名を選出し、委嘱する。

2 委員は、委員会を組織し、委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、委員の中から互選によって選任する。

3 委員の任期は、第1項の委嘱の日から2年とする。

4 委員が理事候補者選挙に立候補する時は、委員を辞任しなければならない。

5 前項により委員が辞任した時、理事長は、直ちに後任の委員を選出し、委嘱する。

6 後任として委嘱された委員の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

(選挙の告示)

第4条 理事候補者選挙に関する告示は、選挙年の6月30日までに行う。

(立候補の届出)

第5条 理事候補者選挙に立候補しようとする者は、選挙年における代議員選挙結果の公告日から14日以内に、立候補届及び所信を委員会に提出しなければならない。

(立候補者名簿及び投票用紙の送付)

第6条 委員会は、支部ごとに理事候補者選挙の立候補者名簿及び投票用紙を、選挙年の8月20日までに、当該支部に所属する代議員に郵送しなければならない。

(選挙期日)

第7条 選挙の期日は、選挙年の8月31日（当日の消印有効）とする。

(投 票)

第8条 投票は、記号式無記名投票とする。

2 選挙人は、当該選挙人が所属する支部の理事候補者選挙立候補者の中から、施行細則第25条第1項に定められた数の候補者を選出し、投票用紙を選挙期日までに委員会宛てに郵送しなければならない。

(開 票)

第9条 委員会は、選挙期日までに、理事候補者選挙の立候補者以外の代議員の中から2名以上の開票立会人を指名する。

2 開票は、委員会が開票立会人の立会いの下に、選挙終了後速やかに行う。

(投票の効力の判定)

第 10 条 投票の効力に疑義がある時は、委員会が開票立会人の意見を聴き、これを判定しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の投票は各号のとおり処理する。

(1) 第 7 条及び第 8 条に違反するものは、無効とする。

(2) 投票用紙の記載が不明確なものは無効とする。ただし、明らかに特定の候補者を指すことが認定された場合は有効とする。

(支部選出理事候補者選挙当選人の決定)

第 11 条 理事候補者選挙の当選人の決定は、施行細則第 25 条第 1 項に定められた定数に応じ、得票数の多い者から順に当選人と決する。

2 得票数が同数の場合は、正会員歴が長い者、代議員歴の長い者の順に当選人と決する。

3 第 5 条による立候補者数が各支部の当該支部理事候補者定数と同数の時は、委員会の議を経て、当該立候補者を当選人と決し、第 6 条から第 10 条の業務は行わない。

(選挙結果の公告、通知及び報告)

第 12 条 委員会は、理事候補者選挙の当選人が決定した時には、選挙結果を本学会ホームページの会員専用サイトに掲載し、各支部の選挙人及び被選挙人の閲覧に供する。

2 委員会は、理事候補者選挙当選人に当選の旨を通知し、速やかに理事会に報告するものとする。

(異議の申立て)

第 13 条 選挙の効力について異議のある代議員及び当選人は、選挙結果の公告日から 14 日以内に、その異議の内容を明記し、記名・捺印した文書を委員会宛てに書留郵便で送付し、異議を申立てることができる。

(規則の変更)

第 14 条 この規則は、理事会の議を経て変更することができる。

(補則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、支部選出理事候補者選挙の実施に必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

附 則

1 この規則は、法人法及び認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記を行うことを条件に、この法人の最初の理事をあらかじめ選出する選挙においては、この規則中、「選挙年」を「平成 24 年」と読み替えるものとする。